

訴 状

平成24年9月24日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士	小 島 延 夫
同	河 崎 健一郎
同	井 桁 大 介
同	福 田 健 治
同	小 松 圭 介
同	江 口 智 子
同	倉 地 智 広
同	山 下 瑞 木

〒101-0064 東京都千代田区猿楽町二丁目2番3号NSビル202号室
原告 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV
上記代表者理事 白 石 草

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-3-1
岩波書店アネックス7階 東京駿河台法律事務所（送達場所）
TEL 03-3234-9133 FAX 03-3234-9134

原告訴訟代理人弁護士	小 島 延 夫
同	河 崎 健一郎
同	福 田 健 治
同	江 口 智 子

〒100-8385 東京都千代田区丸の内2-1-1丸の内マイプラザ
あさひ法律事務所
TEL 03-5219-0002 FAX 03-5219-2221

原告訴訟代理人弁護士	井 桁 大 介
------------	---------

- 〒105-0001 東京都千代田区神田佐久間町2-7第6東ビル602
高野隆法律事務所
TEL 03-5825-6033 FAX 03-5825-6034
原告訴訟代理人弁護士 小松圭介
- 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3NAビル4階
東京千代田法律事務所
TEL 03-3255-8877 FAX 03-3255-8876
原告訴訟代理人弁護士 倉地智広
- 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋四丁目7番11号
カクタス飯田橋ビル3階304号 山崎・秋山法律事務所
TEL 03-3230-1056 FAX 03-3230-4877
原告訴訟代理人弁護士 山下瑞木
- 〒102-0013 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号
被告 国
上記代表者法務大臣 滝 実
- 〒104-0014 東京都千代田区永田町一丁目6番2号
被告 国会記者会
上記代表者常任幹事 鈴木博之

国会記者会館屋上取材拒否国家賠償等請求事件

訴訟物の価額 220万0000円

貼用印紙額 1万6000円

【目次】

請求の趣旨	4
請求の原因	4
第1 はじめに	4
第2 当事者等	5
1 原告等	5
2 被告ら	5
第3 本件訴訟に至る経緯	5
1 本件建物と被告記者会による不法な占有・使用	5
2 本件抗議行動の概要	7
3 大震災以降の原告の取材活動	7
4 原告の被告記者会に対する本件屋上立入請求及びその拒絶	7
5 衆議院に対する本件屋上使用許可申請及びその拒絶	8
第4 原告が憲法21条が保障する取材の自由に基づき本件屋上の立入請求権ないし使用することにつき正当な利益を有すること	9
1 憲法21条1項が原告の取材の自由を保障していること	9
2 一定の場合に、取材の自由に基づく機会提供請求権が生じること	9
3 原告が本件屋上の立入請求権を有すること	10
4 小括	10
第5 被告国の責任原因	11
1 本件各不許可処分が違法であること	11
2 処分庁に少なくとも過失が認められること	13
3 小括	13
第6 被告記者会の責任原因	13
1 本件使用拒絶が不法行為を構成すること	13
2 本件協力拒否が不法行為を構成すること	14
3 被告らの共同不法行為	15
第6 原告の損害	16
第7 結論	16

請 求 の 趣 旨

- 1 被告国は、原告に対し、被告国会記者会と連帯して、120万円及びこれに対する平成24年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告国会記者会は、原告に対し、220万円及びこれに対する平成24年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし120万円及びこれに対する平成24年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告国と連帯して）を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 はじめに

本件は、国が国有財産を記者クラブに加盟する特定の報道機関にのみ特権的に利用させることの違法性、そして、記者クラブが国から得た便益を独占し、非加盟の報道機関を排除することの違法性が問われる訴訟である。

東京都千代田区永田町に、国会記者会館（以下「本件建物」という。）と呼ばれる建物がある。本件建物は、「報道の自由を保障し、もって国民の権利に資する」という崇高な理念に基づき設置された建物であり、被告国が所有し、現在は被告国会記者会が適正な対価も支払わず、独占的に占有・使用している。

報道機関である原告は、国民の知る権利に尽くすべく、独特の態様で多くの参加者を集め注目を集める首都圏反原発連合主催の首相官邸前抗議行動（以下「本件抗議行動」という。）を取材するために、被告らに対し、本件建物の屋上部分（以下「本件屋上」という。）を使用させるよう数度にわたり求めてきた。

ところが、被告らは、不合理にもその要請に応じなかった。原告は、これにより適切な取材ができず、取材の自由及び報道の自由を侵され、多大な損害を被った。これは同時に、本件抗議行動に関心を寄せる多くの市民にとっては、知る権利を侵害される事態となっていることを意味している。

そこで、原告は、被告らに対し、原告に生じた損害を賠償するよう求めて、本件訴訟を提起したものである。

第2 当事者等

1 原告等

(1) 原告

原告は、従来のマスメディアでは放送されにくい、市民の視点に立った情報を収集し、映像を媒体としてインターネット等で発信することを目的とする特定非営利活動法人である（甲1・現在事項証明書）。

原告は、非営利のインターネット放送局「OurPlanet-TV」（URL：<http://www.ourplanet-tv.org>、以下「OurPlanet-TV」又は「本件放送局」という。）を運営し、市民の観点から人権や環境問題に関する番組を制作し、OurPlanet-TVで動画として配信している（甲2・OurPlanet-TVのトップページ）。

OurPlanet-TVには1日あたり1万件を超えるアクセスがある。

(2) 原告代表者

原告の代表者である白石草（以下「白石」という。）は、ビデオジャーナリストである。早稲田大学を卒業した後、番組制作会社に入社し、テレビ朝日映像センター報道技術部のビデオエンジニアとして国会映放クラブに所属して国会取材を担当した。その後、東京メトロポリタンテレビジョンに入社し、編成報道局東京ニュースセンターに所属して東京都議会中継を担当する傍ら、ビデオジャーナリストとしてニュース・ドキュメンタリー番組の制作に携わってきた。

2 被告ら

(1) 被告国

被告国は、国有財産として東京都千代田区永田町1-6-2所在の本件建物を所有している（甲3・使用現況および見込み（平成22年度））。

(2) 被告国会記者会

被告国会記者会（以下「被告記者会」という。）は、全国153社のテレビ・新聞等のマスメディアが所属する、いわゆる記者クラブである（甲4・国会記者会規約）。

第3 本件訴訟に至る経緯

1 本件建物と被告記者会による不法な占有・使用

(1) 本件建物の概要

本件建物は、4階建てで、敷地面積は5614.21平方メートル、床面積は延べ6867平方メートルの建物であり、国有財産法3条2項にいう行政財

産であって、衆議院議長が所管している（甲５・全部事項証明書）。

本件建物は、衆議院第二別館に隣接し、道路をはさみ北側に国会議事堂、西側に首相官邸がある。周囲に官公庁舎以外の建物はほとんどない（以上、甲６・国会記者会館の周辺地図参照）。

本件屋上からは、国会議事堂や首相官邸及びその周辺を見渡すことが可能である。

(2) 本件建物の被告記者会による不法な占有・使用

ア 被告記者会による占有・使用状況

本件建物及びその敷地は、現在、被告記者会が独占的に占有・使用しており、本件屋上入口の扉の鍵を含め、本件建物各部の鍵等も被告記者会が管理しており、衆議院事務局はこれを保有していない。

イ 被告記者会による占有・使用の違法性—国有財産法１９条、２３条１項及び財政法９条１項違反

衆議院の資料によれば、衆議院事務総長が、被告記者会に対し、昭和４４年３月１５日、本件建物の使用を承認したとされている（甲７・国会記者事務所の使用承認について、甲８・国会記者事務所の使用について、以下「本件使用承認」という。）。

国有財産法上、国有財産の使用又は収益の許可をするにあたっては、適正な対価を徴収しなければならない（同法１９条が準用する２３条１項、財政法９条１項）。それにもかかわらず、本件使用承認記載の使用条件（以下「本件使用条件」という。）４項によれば、本件建物の使用料は無償とされており、「適正な対価」が徴収されていないことは明白である。

したがって、仮に本件使用承認が、国有財産法１８条６項の定める許可にあたるとしても、財政法９条１項に違反する違法なものであり、かかる違法は重大かつ明白であって、本件使用承認は無効であり、被告記者会による本件建物の占有・使用は違法である。

ウ 補：本件建物は「新聞記者室」にもあたらない

なお、本件建物を無償で占有・使用していることについて、被告らから、本件建物が「新聞記者室」（昭和３３年１月７日蔵管第１号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」）にあたる旨の主張がなされる可能性がある。

しかし、上記蔵管にいう「新聞記者室」とは、公的機関が報道機関への便宜を図りつつかかる公的機関の広報業務を行うための施設をいうところ、本件建物は、被告記者会が使用を開始した当初から、いわゆる記者クラブの便宜のためだけに利用されており、国会の「広報業務」を行うための施設としての位置づけはなされていない。

したがって、本件建物の使用態様を上記蔵管にいう「新聞記者室」と評価することはできない。

2 本件抗議行動の概要

本件建物の前の歩道上では、平成24年3月29日以来、福井県大飯原子力発電所の再稼働に反対する大規模な抗議行動（本件抗議行動）が行われるようになった。本件抗議行動の主催者は、首都圏反原発連合である（甲9・首都圏反原発連合のトップページ）。

本件抗議行動は、「首相官邸前抗議行動」と銘打たれ、その態様は、毎週金曜日午後6時から午後8時までの時間帯に、本件建物の西側にある首相官邸を取り囲みながら歩道上で反原発を訴えるというものである。同年3月の開始以来、徐々に参加者を増やし、同年6月に入ると参加者は1万人を超えるようになり、現在まで続いている。

3 大震災以降の原告の取材活動

原告は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島原子力発電所事故について精力的な取材を続けてきた。その一環として、本件抗議行動が盛り上がりを見せ始めていた平成24年6月2日以降、首相官邸前に毎週赴き活動内容を取材し報道してきた。

原告は、インターネットメディアの特性を活かし、国会議事堂を包囲する本件抗議行動の全体像を撮影し、本件放送局を利用して全国に配信することにより、大手マスメディアが十分に報道しない反原発の抗議行動の存在を全国民に広く知らしめ、もって国民の知る権利に資するべきであると考えているに至った。

4 原告の被告記者会に対する本件屋上立入請求及びその拒絶

(1) 上述したように、本件抗議行動の態様は首相官邸を取り囲みながら参加者が歩道上で反原発を訴えるという特徴的なものである。そのため、本件抗議行動を国民に広く知ってもらうべく報道をするためには、地上で抗議の様子を取材するのみでは足りず、高いところから見下ろすアングルで全体像を撮影することが必要である。

そして、全体像を撮影するためには、周囲の建物から撮影するのが簡便かつ安価である。本件屋上からは本件抗議活動を眼下に見ることができるとともに、そもそも本件建物が報道の自由を保障し、もって国民の知る権利に資することを目的として設置されていることに照らしても、最も適切な取材場所である。

(2) そこで、白石は、原告の代表者として、本件抗議行動の当日である平成24年7月6日、同日午後6時から開催が予定されていた本件抗議活動の全

体像を本件屋上から撮影することを目的として、本件建物に赴き、被告記者会事務局員佐賀年之氏（以下「佐賀氏」という。）に対し、口頭で、本件屋上の使用許諾を求めた。しかし、同氏は被告記者会加盟メディア以外の使用は断ることにしている旨述べ、これを拒絶した。そのため、原告は、同日の本件抗議行動を本件屋上から取材することができず、本件抗議行動の全体像を報道することができなかった。

- (3) 原告は、改めて代理人を通じ、被告記者会に対し、同月12日、同月13日に開催予定の本件抗議活動の取材活動を目的とした本件屋上の使用許諾を書面により求め（甲10・申入書）、同月13日、代理人を伴って本件建物を訪れた。

しかし、佐賀氏から、被告国会会の幹事社会の正式な議決として、加盟メディア以外の使用は拒絶する旨伝えられた（甲11・聞き取り報告書、以下、これら口頭での拒絶を総称して「本件使用拒絶」という。）。

そのため、原告は、またしても同日の本件抗議行動を本件屋上から取材することを断念せざるを得なかった。

- (4) 以上の経緯を受け、原告及び白石は、取材する権利に基づく施設使用請求権を被保全権利とし、本件建物の使用管理権限を主張する被告記者会及び本件建物の所有権を有する被告国を相手方として、本件抗議行動の一環として予定されていた「国会大包围」を取材するために、同月29日午後6時から午後9時までの間の本件屋上の使用を求める仮処分を申し立てた（甲12・施設使用仮処分申立書、甲13・施設使用仮処分申立書）。

しかし、最終的に即時抗告審において、被告国を相手方とする申立てについては、国会記者会館は行政財産でありその使用収益を許可する行為は行政処分であるので民事保全法の仮処分をすることができない（甲14・決定書）との理由で却下された。また、被告記者会を相手方とする申立てについては、申立人（原告）の相手方（被告記者会）に対する取材の自由に基づく施設立入請求権は認められない（甲15・決定書）との理由で却下された。

5 衆議院に対する本件屋上使用許可申請及びその拒絶

上記仮処分の審尋期日における被告らの答弁から、本件建物については衆議院が法的な管理処分権限を有しており、衆議院に行政財産使用許可を申請すれば許可が得られることが判明した。

そこで、原告は、平成24年7月25日、27日及び同年8月29日、衆議院議長に対し、同年7月29日、同年8月と同年9月の毎週金曜日に予定されていた全10回の本件抗議行動の取材を目的とし、本件屋上の使用許可を求める国有財産使用許可をそれぞれ申請した（甲16ないし18・行政財産使用許可申請書、

以下「本件各申請」という。)

しかしながら、衆議院事務局庶務部長（以下「処分庁」という。）は、平成24年8月24日及び同年9月3日、本件各申請に対して、いずれも使用不許可処分（以下、同年8月24日の処分を「第1次不許可処分」、同年9月3日の処分を「第2次不許可処分」といい、2つの処分を併せて「本件各不許可処分」という。）をした（甲19ないし20・国有財産使用許可申請に対する回答について（通知））。

このため、当該期間中に行われた全9回の本件抗議行動についても、原告は本件屋上から取材することができなかった。

第4 原告が憲法21条が保障する取材の自由に基づき本件屋上の立入請求権なしを使用することにつき正当な利益を有すること

1 憲法21条1項が原告の取材の自由を保障していること

報道機関の報道の自由は憲法21条1項によって保障される。また、さらに、報道機関の取材の自由は憲法上の保護を受ける権利であるとされる（最大決昭和44年11月25日・刑集23巻11号1490頁）。

原告は報道機関であり、憲法上の権利として、報道の自由及び報道のため取材の自由が保障される。

2 一定の場合に、取材の自由に基づく機会提供請求権が生じること

(1) 取材の自由の請求権的側面の論拠

取材の自由は、防御権的な側面においてのみ認められるものではない。取材は社会の出来事や人物の言動にかかる情報を入手する行為であるから、道路等の公の施設の使用や取材対象者・場所へのアクセスが認められなければ、取材の自由は画餅に帰す。

それゆえ、取材の自由の実質的な保障のためには、(少なくとも)国に対し、一定の範囲で取材に必要な機会提供の請求権が認められる。

もっとも、あらゆる報道機関が、あらゆる日時・場所において、あらゆる取材活動のために、無制限に機会提供の請求権が認められるとすることは相当ではない。その点で、取材の自由に基づく機会提供請求権が認められる範囲には一定の限界がある。

(2) 取材の自由に基づく機会提供請求権を基礎づけるパブリック・フォーラム理論

このような限界を画定するに当たっては、表現の自由の保障に関するパブリック・フォーラムの理論が参考になる。

パブリック・フォーラムの理論とは、道路や公園といった伝統的に表現活

動と結びついている公共用物や、公会堂といった国ないし地方公共団体が自発的に公衆の表現活動の場所としての利用に供してきた公共の場所を「パブリック・フォーラム」とし、そこで行われる表現活動の規制の合憲性をより厳格に検討することを求める理論をいう（芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論(1)』443頁以下、及び最判昭和59年12月18日・刑集38巻12号3030頁以下（裁判官伊藤正己補足意見）参照）。

この理論の特徴は、表現活動の「場」に着目し、そうした「場」の性質を考慮して表現活動に対する規制の限界（逆に言えば、表現活動の限界）を画定しようとするところにある。

取材の自由においても、「場」の確保、具体的には取材場所やアクセスの確保が重要である。取材は、本質的に、事件・人物が存在する「現場」に行き、情報を入手する行為であるから、通常の表現活動よりも一層「場」の確保が不可欠である。したがって、パブリック・フォーラムの理論は取材の自由にも同様に又はそれ以上に当てはまる。

以上より、「国ないし地方公共団体が自発的に」報道機関の取材活動の「場所としての利用に供してきた公共の場所」については取材に関するパブリック・フォーラムとして上記の理論が妥当し、報道機関が取材のために「場所」の利用を請求する場合には国による規制の合憲性は厳格に検討することが求められる。

3 原告が本件屋上の立入請求権を有すること

- (1) 本件建物は、「取材、報道を可能にするための活動」（甲4）に資することを設置目的とする日本で唯一の建物であり、被告国が、「自発的に」報道機関の取材活動の「場所として利用に供してきた公共の場所」である。したがって、本件屋上は、まさに「パブリック・フォーラム」に該当する。

それゆえ、報道機関には、国に対し、取材に必要な機会提供として一定の範囲での本件建物への立入請求権が保障される。報道機関が取材活動として本件建物の立入を求めた場合には、国が当該請求を拒絶することは原則として許されず、かかる拒絶には厳格な必要性・合理性が求められる。

- (2) これを本件で見るに、原告が実績を有する報道機関であり、また、原告が本件建物の立入を求めた理由が本件抗議活動の取材にある以上、原告には本件建物への立入請求権が認められる。

したがって、かかる立入請求を拒絶することにより立入請求権を制約するには、厳格な必要性・合理性が求められる。

4 小括

以上のように、原告は取材の自由の一環として本件屋上の立入請求権を有するものであり、その行使として被告らに本件屋上の使用を求めたにもかかわらずこれを拒絶した本件使用拒絶および本件不許可処分は、原告の報道の自由及び取材の自由並びに国民の知る権利を制約するものであり、不法行為法上保護されるべき法的利益を侵害したものである。

第5 被告国の責任原因

1 本件各不許可処分が違法であること

以下のとおり、本件各不許可処分は違法である。

(1) 本件各不許可処分が原告の立入請求権を侵害すること

前記第4記載のとおり、本件において、原告は本件屋上の立入請求権を有するところ、本件各不許可処分は、原告の本件屋上請求権を正当な理由なく制約するものであり、取材の自由を侵害するものであるから違法である。

(2) 本件各不許可処分が国有財産法18条6項の解釈適用を誤った違法な処分であること

ア 国有財産法18条6項は、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。」と定める。本件建物は、報道機関の取材の拠点たる事務スペースをその用途とし、これによって報道機関による国会取材活動を促進し、報道の自由を保障し、もって国民の知る権利に資することを目的として設置されている。

そして、①報道及び取材の自由は憲法上保障された重要な権利であること、②国家が特定の報道機関のみの取材に対して便宜を供与し、他の報道機関にこれを供与しないことは、憲法14条1項ないし平等原則上の疑義を生じさせること（地方自治法244条3項参照。国有財産法18条6項に基づく許可基準を定めた「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日付大蔵省管財局長通知）は、使用又は収益の許可をしない場合として「特定の個人、団体の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること」を定め（同第1節第1の3ロ）、また許可の相手方の選定にあたっては公平性を確保するよう求めている（同節第5）。）、③本件建物は現に国会記者会加盟者の取材拠点として利用されていること、および、④本件建物は現在国の直接の事務のために供されているわけではないことからすれば、本件建物の使用許可申請にあたって処分庁は、許可申請に係る本件建物の使用によって本件建物の用途又は目的に具体的な支障が生じるかどうかを検討し、かかる具体的な支障が生じるおそれのない限り本件建物の使用を許可しなければならず、具体的な支障がないにもかかわらず不許可処分を行うことは違法である。

イ これを本件不許可処分についてみると、本件各申請に係る本件建物の使用態様は、本件抗議活動の全景を撮影するための本件屋上へのわずか4時間の立ち入りであって、報道機関の取材拠点たる事務スペースという本件建物の用途に何ら支障を来すものではない。また、本件各申請に係る本件建物の使用目的は、国会及び総理大臣官邸の周辺で開催される抗議活動を取材・報道するとのものであって、報道の自由を保障し、もって国民の知る権利に資するという本件建物の目的に合致こそすれ、かかる使用目的の実現に何ら支障を来すものではない。

したがって、本件各不許可処分は、国有財産法18条6項の解釈適用を誤り、衆議院事務局庶務部長がその権限を逸脱・濫用して行ったものであって、違法である。

ウ なお、本件各不許可処分の通知書（甲19ないし20）には、不許可処分の「理由」が記載されているが、処分庁が述べる不許可処分の理由は、以下のとおりいずれも理由がない。

第一に、処分庁は、被告記者会に対して意見を求めたところ、不相当である旨の意見が述べられ、本件申請に係る使用について国会記者会からの協力を得ることが事実上不可能であるという。しかし、被告記者会による本件建物の占有・使用がそもそも違法であることは、上記第3・1（2）記載のとおりである。本件各不許可処分を行うに当たって、かかる不法占有者の見解を前提とすることは、考慮すべきでない事項を考慮したものである。また、仮に被告記者会が本件建物の使用について適法な権限を有しているとしても、被告記者会は、「建物の使用目的に鑑み、国会記者会加盟者以外についても衆議院が必要と認めるものは、使用できるものとし、この場合においても国会記者会が運営管理に当たる。」と定めており（本件使用条件8項2）、被告記者会は、加盟社以外の立入への協力を義務付けられている。上記の「不相当である」旨の被告記者会の意見は、後述するとおり違法な協力拒絶である。本件各不許可処分を行うに当たって、かかる被告記者会の違法な協力拒絶を前提とすることは、考慮すべきでないことを考慮したものである。

第二に、処分庁は、国会記者会による協力を得られない場合、衆議院事務局職員を「特別な管理事務」に従事させなければならない、当該職員の本来的業務の遂行、ひいては衆議院事務局全体の事務、事業の遂行に支障が生じるという。しかし、本件申請にかかる使用を実現するためには、使用時間の前に本件屋上の施錠を解錠し、使用時間終了後に、原告が撤収したことを確認して本件屋上を施錠すれば十分であって、これに必要な職員数は1名、必要な時間は合計でも30分程度であると考えられ、当該職員ないし衆議院事務局全体の事務事業の遂行に与える影響は極めて軽微なものである。

第三に、処分庁は、本件屋上について、外周部に転落防止柵が設置されていないなどの管理上の問題が存在しており、許可条件を設定することが極めて困難であるとする。しかし、本件屋上においては、被告記者会の加盟社により本件抗議活動をビデオ撮影するなどの取材活動が継続的に支障なく行われていることからすれば、かかる許可条件を付する必要はないし、仮に許可条件を付すとしても、「使用にあたっては申請者において安全を確保すること」等の条件を付せば十分である。

以上のとおり、本件申請に係る本件建物の使用が、本件建物の用途又は目的を妨げるとの処分庁の不許可処分理由には、何ら理由がない。

2 処分庁に少なくとも過失が認められること

処分庁は、本件各不許可処分について、法の解釈適用を誤り、かつ裁量権を逸脱し違法であることを認識すべきであったのに認識しなかったことにつき、少なくとも過失が認められる。

3 小括

以上のとおり、本件各不許可処分は、国有財産法18条6項の解釈適用を誤り、処分庁が権限を逸脱ないし濫用して行ったものであり、その結果、原告は本件屋上を使用しての取材活動を行うことができなくなったのであるから、被告国は、国家賠償法1条1項に基づき、原告に対し、本件各不許可処分によって生じた損害を賠償すべき義務を負う。

第6 被告記者会の責任原因

1 本件使用拒絶が不法行為を構成すること

(1) 本件使用拒絶が原告の本件屋上の立入請求権を侵害すること

ア 上述のとおり、本件使用拒絶は、原告の有する本件屋上の立入請求権を合理的な理由なく制約するものであり、原告の憲法上の権利の侵害である。

イ 被告記者会は私人であるから、憲法の人権規定が原告と被告記者会との間で直接適用されるものではない。しかし、私人間においても、不法行為法の適用上、憲法上の基本的な自由や平等が極めて重要な法益として尊重されるべきことは当然である（最大判昭和48年12月12日・民集27巻11号1536頁参照）。

ウ 被告記者会は何らの権限もないのに本件建物を占有・使用している者にすぎず、原告の権利を制約する法律上の根拠は全くない。

被告記者会は、何らの権限もないのに本件建物を占有・使用している。仮に被告記者会に何らかの管理権限があるとしても、その権限は本件建物の所

有者である被告国から委託されているものであり、権限が委託された趣旨ひいては本件建物の設置目的に照らして合理的に行使されなければならない。具体的には、被告記者会に加盟していない者の使用申入れについても、その使用によって報道及び取材の自由が実現され、国民の知る権利に資する場合には、管理上具体的な支障が生じない限りは、その者の使用を認めなければならないというべきである。

ところが、被告記者会は、管理上具体的な支障も生じないのに、報道機関である原告が被告記者会に加盟していないことの一事をもって原告の使用を拒絶したものであるから、本件使用拒絶は、原告の取材の自由を侵害するものとして不法行為法上違法というほかない。

なお、被告記者会は、加盟社には本件屋上の取材のための使用を認めており、さらに過去には加盟社ではないイギリスの報道機関であるBBCに対して本件屋上の使用を認めている。このような取扱いは合理的な根拠のない差別であるといわざるを得ず、平等原則に反しており、この意味においても被告記者会の本件使用拒絶は不法行為法上違法である。

エ 以上のとおり、本件使用拒絶は原告の本件屋上の立入請求権を侵害するものであり、違法である。

(2) 本件使用拒絶が原告の本件屋上を使用する正当な利益を侵害すること

仮に原告が本件屋上を使用するにつき具体的権利までは有しないとしても、原告が本件屋上を使用して本件抗議行動の全容を撮影することにつき正当な利益を有することはいうまでもなく、当該利益は不法行為法上保護されるべき利益であるといえる。

本件使用拒絶は、上記のように何ら合理的根拠もなく原告の本件屋上使用を制限するものであり、平等原則にも反している。よって、本件使用拒絶は、この意味においても違法である。

(3) 小括

原告は、以上のとおり被告記者会による違法な本件使用拒絶によって本件屋上を使用しての取材活動を行うことができなくなったのであるから、被告記者会は、民法709条に基づき、本件使用拒絶によって原告に生じた損害を賠償する義務を負う。

2 本件協力拒否が不法行為を構成すること

- (1) 上記の本件各不許可処分 of 処分理由によれば、被告記者会は、本件申請に関して処分庁から意見を求められたところ、処分庁に対し、「安全上の問題や管理上の問題等諸般の事情を理由として不相当である。」との意見を述べた（本件協力拒否）。

(2) しかしながら、本件協力拒否は、以下の理由から不法行為を構成する。

第一に、被告記者会は、上記第3・1(2)記載のとおり、本件建物を占有・使用する権限を有しない。したがって、不法占有者である被告記者会が、処分庁からの求意見に対して、あたかも正当な使用権限を有しているものの如く協力を拒否することは、法的な正当性なく他人の権利行使を阻害するものであり、不法行為を構成する。

第二に、仮に被告記者会が本件建物を占有・使用する正当な権限を有しているとしても、被告記者会は、本件建物の使用目的に鑑み、国会記者会加盟社以外であっても、衆議院が必要と認めるものに対して、本件建物を使用させるべき義務を有する(本件使用条件8項2)。そして、本件建物は、上記のとおり報道機関による取材活動を促進し、報道の自由を保障し、もって国民の知る権利に資することを目的としているところ、本件申請に係る使用は、報道機関たる原告による本件抗議活動の取材を目的とするものであって、本件建物の使用目的に合致するものであるから、被告記者会は、処分庁からの意見照会を受けた際、本件申請に係る使用を実現するために必要な措置を採るべき義務を負っていた。ところが、被告記者会は、当該義務を怠り、本件協力拒否に及んだ。

なお、被告記者会は、本件協力拒否の理由として、安全上の問題や管理上の問題等が存在するとするが、本件抗議活動について、被告記者会の加盟社が本件屋上においてビデオ撮影をするなどの取材活動を行っており、また被告記者会が、非加盟社に対して本件屋上で取材を許可したことがあるからすれば、かかる安全上の問題や管理上の問題等は存在しない。

(3) したがって、被告記者会が本件申請にかかる使用を実現すべき義務を負っていたにもかかわらずこれを怠り本件協力拒否を行った結果、処分庁が本件不許可処分を行ったことから、原告が本件屋上を使用しての取材活動を行うことができなくなったのであるから、被告記者会は、民法709条に基づき、本件協力拒否によって原告に生じた損害を賠償する義務を負う。

3 被告らの共同不法行為

被告記者会が違法に本件協力拒否を行い、処分庁が被告記者会による本件協力拒否をその主要な理由として本件各不許可処分を行った結果として、原告が本件屋上を使用しての取材活動を行うことができなくなったのであるから、本件協力拒否と本件各不許可処分とは密接な関連性を有しており、被告らは、これらによって原告に生じた損害について、連帯して賠償すべき義務を負う(民法719条1項前段、国家賠償法4条)。

なお、本件使用拒絶によって、7月29日の「国会大包围」を取材できなくなったことに起因する損害については、被告記者会のみが責任を有する。

第6 原告の損害

1 報道の機会の喪失にかかる損害・・・合計200万円

原告は、被告らの不法行為により安価かつ簡便に本件活動の全景を撮影する機会を失った。

仮に本件建物の屋上から、「国会大包围」ないし毎週金曜日に行われる本件活動の全景を撮影し、報道することができていれば、本件放送局の閲覧者は少なくとも合計10万人増加していた。

かかる報道をする機会の喪失に伴う損害額は、少なくとも以下の金額を下るものではない。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ①「国会大包围」の報道機会喪失にかかる損害 | 100万円 |
| ②8月・9月の官邸前抗議活動の報道機会喪失にかかる損害 | 100万円 |

2 弁護士費用・・・20万円

弁護士費用として、上記損害の1割の合計金20万円が相当である。

3 小括

原告は以上の合計220万円の損害を被った。

第7 結論

以上より、原告は、国家賠償法1条1項及び民法709条1項並びに民法719条1項前段及び国家賠償法4条に基づき、

- ① 被告国に対し、被告記者会と連帯して損害賠償金120万円及びこれに対する最終の不法行為日である平成24年9月3日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金
- ② 被告記者会に対し、①の限度で被告国と連帯して損害賠償金220万円及びこれらに対する最後の不法行為後の日である平成24年9月3日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

を支払うよう求める。

証 拠 方 法

証拠説明書（1）記載のとおり

附 属 書 類

- 1 訴状副本..... 2 通
- 2 証拠説明書（1） 正本 1 通、副本 2 通
- 3 資格証明書..... 1 通
- 4 訴訟委任状..... 1 通

以 上